

## 株式分割に関する基準日設定公告

2026年3月16日

株主各位

長野県長野市南千歳町 878 番地  
株式会社 守谷 商会  
代表取締役社長 伊藤 由郁紀

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付をもって当社定款第5条を変更し、31,200,000株増加して39,000,000株といたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届出ご住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先

東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)